

2024年9月吉日

お取引先各位

株式会社 中山組

代表取締役社長 中山 茂

手形期間短縮についてのご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、交付手形（電子記録債権を含む）における手形期間の短縮にかかる下請法の改正に伴い建設業法における取扱いが注視されておりましたが、国土交通省不動産・建設経済局長名 2024年4月30日付通知により下請法の改正に準ずる指導が明示されました。

今般明示された建設業法の指導基準では、特定建設業者は本年11月1日以降交付する手形について、手形支払いを受ける下請負人が資本金4千万円未満の一般建設業の許可業者である場合に、その手形期間を60日以内とすることとなります。

当社では資本金額等に拘わらず、2024年11月1日より交付する手形の手形期間を60日に短縮致します。

また、2026年度末までに支払手形は廃止となる予定です。支払手形を御利用されている場合は、電子記録債権（でんさい）導入の検討をお願い致します。

皆様のご理解とご協力を頂けますよう、心よりお願い申し上げます。

※ご不明な点等ございましたら、お手数ですが下記までご連絡をお願い致します。

部署：経理部 電話番号：011-741-8174 メール：keiribu@nakayamagumi.co.jp

敬具